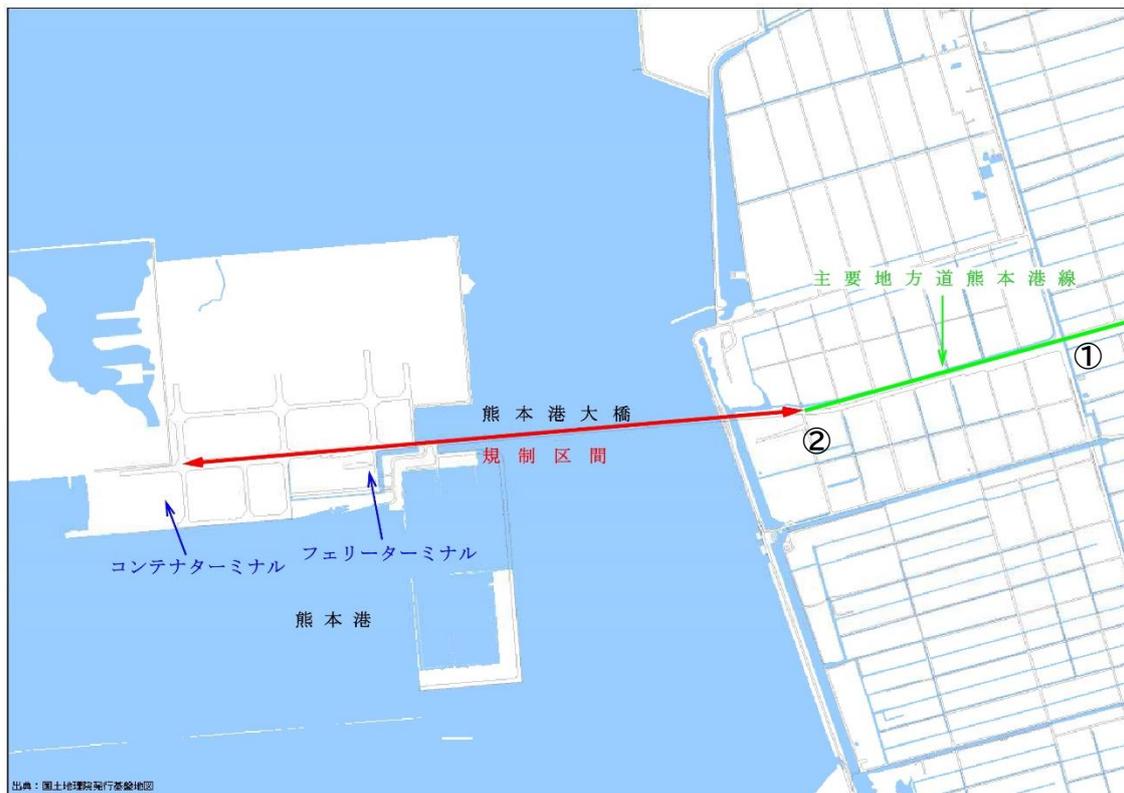


# 主要地方道熊本港線における二輪車の 通行規制について

令和6年4月1日（月曜日）午前0時から、主要地方道熊本港線において、次のとおり二輪車通行止めの交通規制を開始します。

- 規制区間：熊本港大橋東側交差点からコンテナターミナル先交差点まで
- 規制日時：午後9時から翌日の午前3時まで
- 対象車両：二輪車（原付を除く）



① 沖新町交差点



② 熊本港大橋手前

